## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:壱岐振興局 2019年3月末現在

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名)   | 契約日            | 契約の名称                         | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|--|----------------|-------------------------------|------------|--|--|-------------------|
| 1  | 壱岐振興局 | 管理部 総務課  | 2019年<br>3月25日 | 壱岐振興局総合庁舎(壱岐保健所含む)宿日直<br>業務委託 | 3,099,600  | 非公開  | 宿日直業務は、平日夜間及び休日における庁舎管理、時間外の電話対応、郵便物等の収受並びに気象警報発令、事故や災害発生時の対応である。<br>緊急時の対応等という業務の性質上、契約相手には信頼性、的確性を強く求められることから、一般公募のうえで面接等により個人の適性を判断し委任契約を行うものである。   | 第167条の2第1項第2号     |
| 2  | 壱岐振興局 | 建設部<br>壱岐空港管理事務所   | 2019年<br>3月28日 | 壱岐空港消防救難活動業務委託                | 36,517,000 | 壱岐市郷ノ浦町本村触562<br>番地<br>壱岐市<br>壱岐市長 白川 博一                   | 壱岐空港の消防救難活動業務については、壱岐広域<br>圏町村組合と消防協定を締結しており、市町村合併後<br>は同組合の業務を壱岐市が承継している。また、航空<br>機火災等高度な火災に対応できる者は島内には壱岐市<br>消防本部しかなく、契約相手方が壱岐市に限られるた<br>め。  | 第167条の2第1項第2号     |
| 3  | 壱岐振興局 | 建設部 管理・用地課   | 3月26日          | 郷ノ浦港緑地、印通寺港緑地及び勝本港緑地管<br>理委託  | 2,651,214  | 壱岐市郷ノ浦町本村触562番地<br>壱岐市<br>壱岐市長 白川 博一                       | 壱岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を壱岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、壱岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。<br>以上の理由により、壱岐市と随意契約を行うものである。                             | 第167条の2第1項第2号     |
| 4  | 壱岐振興局 | 建設部建設課   | 2018年<br>6月27日 | 壱岐振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委<br>託    | 1,885,680  | 大村市池田2丁目1311-<br>3<br>公益財団法人長崎県建設技術<br>研究センター<br>理事長 田村 孝義 | 本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行使する基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、調査を請け負う業者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手とする。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 5  | 壱岐振興局 | 農林水産部 農林整備課 農林・水産部 農林・水産部 農林・水産部 農林・製造 はいっぱい まんき はいい かいい はい は | 2018年<br>5月28日 | 立石地区埋蔵文化財発掘調査業務委託             | 1,590,000  | 壱岐市郷ノ浦町本村触562<br>壱岐市<br>代表者 壱岐市長 白川 博<br>一                 | 当該業務は、農山交付金 通作条件整備 立石地区の<br>農道整備事業における計画路線が、「小場遺跡」指定<br>範囲内にあるため行う埋蔵文化財調査である。「文化<br>財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月<br>23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実<br>施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文<br>化財保護担当部局において実施するもの」とされてお<br>り、担当部局は壱岐市教育委員会となるため、壱岐市<br>と随意契約を行うものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:壱岐振興局 2019年3月末現在

| 番号 | 所管部局         | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称             | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                              | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|--------------|----------------|----------------|-------------------|-----------|---|---|-------------------|
| 6  | 壱岐振興局        | 農林水産部 農林整備課    | 2018年<br>6月8日  | 立石地区積算参考資料作成業務委託  | 2,602,800 | 長崎市大黒町9-17<br>長崎県土地改良事業団体連合会<br>会長宮本正則    | 当該業務は、農山交付金 通作条件整備 立石地区で実施中の農道工事において、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止および積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。このため、以下「土改連」)と随意契約を行うものである。・土改連は、県下21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人で、当該業務の経験が豊富であり、秘密保持が可能な団体である。・県営事業の積算は、(社)農業農村整備情報総合センターの農業農村整備標準積算システムを使用しており、県内で使用許諾契約を締結しているのは県と土改連のみである。・更に、積算システムには、標準の機能に加え県独自の機能を付加する必要があり、土改連は、その保守運用について県と共同で行っている県内唯一の団体である。                       | 第167条の2第1項第2号     |
| 7  | 壱岐振興局        | 農林水産部農林整備課     | 2018年<br>6月15日 | 郷ノ浦地区積算参考資料作成業務委託 | 2,678,400 | 長崎市大黒町9-17長崎県土地改良事業団体連合会会長宮本正則            | 当該業務は、農村地域防災減災事業郷ノ浦地区で実施中のため池工事において、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止および積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。このため、以下の理由により長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」)と随意契約を行うものである。・土改連は、県下21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人で、当該業務の経験が豊富であり、秘密保持が可能な団体である。・県営事業の積算は、(社)農業農村整備情報総合センターの農業農村整備標準積算システムを使用しており、県内で使用許諾契約を締結しているのは県と土改連のみである。・更に、積算システムには、標準の機能に加え県独自の機能を付加する必要があり、土改連内、その保守運用について県と共同で行っている県内唯一の団体である。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 8  | <b>壱岐振興局</b> | 保健部 衛生環境課      | 2019年<br>3月27日 | 平成31年度犬捕獲抑留等業務委託  | 2,289,600 | 壱岐市芦辺町住吉山信触10<br>I・C・F株式会社<br>代表取締役 下口 晃二 | 狂犬病予防事業推進を目的とした犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異かつ一般に敬遠される業務を含むことから、業務に関して地域の状況に精通し、信頼できるだけではなく、経験や技術を十分に持つ者に委託する必要がある。また、平成26年度から要件の緩和を行いながら一般競争入札を実施したが、5年間1者応札が続いた。要件等の緩和がこれ以上困難であり、随意契約への意向がやむを得ないと判断されるため、随意契約を行うものである。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。